

# 令和2年あきる野市農業委員会 8月総会議事録

令和2年8月25日（火）午後1時30分、令和2年あきる野市農業委員会8月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・小川金二・兵頭勲・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 橋爪貴英、金澤知行

## 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について                  |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について    |
| 第3号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。早いもので皆さまと行います農業委員会総会につきましても、本日が最後となります。本日退任されます委員様におかれましては、3年間大変お疲れ様でした。退任されてもご指導、ご協力いただくこともありますので、これからもあきる野の農業の振興に携わっていただければと思います。また、農業委員会につきましても温かい目で見守っていただきながら、頑張っていければと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和2年あきる野市農業委員会8月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、お話がありましたように、3年で1期の農業委員会も今日が最後の総会となりました。3年間非常にお世話になりました、なかなか役に立たない会長でしたけれども、皆さまのご協力を得まして3年終わらせていただくことを感謝いたしております。また、今、お話もありましたが、農業委員さん、推進委員さんを辞めても、農業にますます関心を持っていただきまして、あきる野市の農業がより良くなりますように、ご意見、ご希望等がありましたら、事務局の方にどしどし言っていただきたいと思います。また、季節が良くなってきたのですが、鳥獣害の話が良くこの会でも出ましたが、とうとうイノシシ、ハクビシンなどに加わって、先週の土曜日、うちの自宅にサルが出現いたしまして、土曜日だったので警察へ連絡したのですが、市内の別の場所にも出現しているそうなので、もしかすると皆さまの方へ出るかも知れません。イノシシ、ハクビシンより更に勘のいい、人間に害を及ぼすかも知れないサルですので、皆さま気を付けていただきたいと思います。農作物もそうなのですが、人間に対する被害が出ると危険ですので、見つけたら近寄らずに市役所へぜひ連絡していただきますよう、お願いいたします。それでは、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。本日の署名委員は堀江委員と田中克博委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受40について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和2年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受40 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。本件については8月21日、事務局と一緒に現地を見てまいりました。場所については8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この畑の上に数年前〇〇さんが買い取った畑があります。現地は栗林になっています。本数は数えたところ、生きてる栗が16本で、あと、枯れたのが1本あるのですが、その枯れた木は〇〇さんがなるべく近いうちに伐採をするという話をもらっています。それで、下草はきれいに刈ってありまして、すごくきれいになっていました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、収受40について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受41から収受47については関連案件のため、一括で審議いたします。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。同じく1ページ目になります。

(第1号議案・収受41 朗読)

(第1号議案・収受42 朗読)

(第1号議案・収受43 朗読)

(第1号議案・収受44 朗読)

(第1号議案・収受45 朗読)

(第1号議案・収受46 朗読)

(第1号議案・収受47 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。それでは説明いたします。地図は9ページになります。

(現地案内図 説明)

全部で7筆ですが、一昨年から何回かに分けて、ブドウということで、今、若木が30センチから、一番大きいものでも大体腰の高さくらい、棒だけで立っている所と、ワイヤーを引いて棚を作り始めている所とございます。現地調査は21日に事務局と3名で行きました。先日19日に、ちょうど見回りに行った時に、〇〇〇、□□□を3人で草刈りをしておりました。他の所もまだあったのですが、梅雨が長くてなかなか草刈りができなかったということで、追々続けてまた草刈りをいたします、ということです。現状ではワイヤーが張ってある場所が、◇◇◇、△△△、〇〇〇、□□□ですかね。他の所もワイヤーを張り始めたところなんです。一生懸命お子様連れでやったりしていますけれども、草は出ていますけれども、苗を育てるのにしばらく時間が掛かるかなと思っています。一生懸命やっているようなので、問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。

(議長) それでは事務局、更に説明をお願いします。

(事務局次長) すみません。今回借受人の方が0㎡ということなので、どんな方かというご説明を

させていただきたいと思います。以前も全員協議会で少しお話をさせていただいていたと思うのですが、こちらの〇〇さんは市の認定農業者である□□□□□□□さんで、2年間農場長をやられていた方で、今回独立をして、自分でブドウを育ててワインの製造までやりたい、という形で申請が上がってきております。通常であれば認定農業者を取ったり、新規就農を取ったりという流れがあるのですが、資金的なところは自前でなんとかできるということと、早く自分で独立した形でやりたいということで、認定農業者の申請は畑としてやっている状態を皆さんに見ていただいた上で判断いただきながら、いずれやりたいということです。それで今回、●, ●●●●㎡近くになると思うのですが、3条での申請が上がっているような形です。□□□□□□□さんでは2年間、農場長としてしっかりやってきていまして、ブドウの製造まで自分でできる資格を持っております。酒税の関係についても資格を取っておりますし、ワインの醸造の資格も本人は持っていらっしゃる方なので、一貫してできます。それで、この〇〇さんと一緒に委託という形で、若い男性の方が2人入って、計3人でその畑を管理していくということなのですが、主としてやるのが〇〇さんということになっております。それで、こちら一帯でまとまっていますが、1人の方が音頭を取っていただいて、今回の貸渡人の皆さんにお話をさせていただきながら、ご本人も説明に行っておこまでの形に作り上げて、このような申請となっております。簡単ですが、説明は以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本和夫委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) では、今、醸造している所とはまた別の所に？

(事務局次長) はい。また別になりまして、醸造所については建築許可等々の関係で、どこに建てるのか、今、試行錯誤していまして、しばらくの年度、できたブドウについては、以前山梨のワイナリーで研修もしていて、そのワイナリーの方であきる野で採れたブドウを持って行って、ワインとして作って販売をしたいということで話は伺っております。以上です。

(嶋崎委員) ああ、そうですか。分かりました。

(田中正治委員) 今、お話を聞いて大体分かりましたが、今、全部合計すると●反●畝あるんですけど、これは全部ブドウ？

(事務局次長) 全部ブドウです。

(田中正治委員) では、ここでブドウだけを栽培して、工場は別に作るということですか？

(事務局次長) そうですね。一応ご本人の説明では、ブドウを作りながら周りの使える場所に、時季によってノラボウだったりとか、そういったものを少しやりたいと。ただブドウだけでやるにはもったいない場所もあるので、下地の空いている所については野菜を少しやっていきたいという話は聞いております。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) 借受人のこの方は●●にお住まいですか？作業用の機械とか、そういうのは揃っているのでしょうか？これから揃えるぐらいの感じなのかな？

(事務局次長) 刈り払い機とか、そういったものについては全て持っていまして、ブドウなのでトラクターなどはあまり使いませんし、あとは剪定用のハサミとか、そういったものも一式、以前□□□□□□□さんでやっていた時も、自分の物と会社の物とは分けて持っていたということで、必要最小限の物は全て持っています。今後も必要な物については、資金は持っている

ので、購入等も含めて必要に応じて増やしていくということで話は聞いております。

(議長) 他にご質問ございますか？

(坂本委員) あの、前、この人が□□□□□□□□さんでやっていたんですが、そっちを辞めちゃうと、今度そっちの方はどうなるんですか？

(事務局次長) □□□□□□□□さんの方で、新しく農場長を立てたということで、お話は伺っております。それで、新しい農場長がどんな方になったのかという申請はまだこれからなのですが、会社の定款が整い次第、こちらに提出いただく形になっております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本和夫委員) あの、苗が小さいものから大きいものまで、何年後ぐらいからワインとして？

(事務局次長) 私もあまり詳しくないのですが、聞いている話ですと、今年少し取れるのではないかという話はしております。ただ、本格的に予定している量が取れるようになるには、2年から3年かかるとしっかりした物が取れてくる、ということで話は伺っております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 元々、こちらの出身の人なのですか？

(事務局次長) 現時点で住んでいるのが●●なのですが、しばらくはずっと●●に住んでいるそうです。いつからあきる野に来ているのかというのは、ちょっと分からないのですが、かなり昔からいらっしゃるということで、話は伺っておりますが、出身は●●だそうです。

(小川委員) 大分やられるようなのですが、あきる野市の農業振興会とか、そういうところには入会はいかがですか？

(事務局次長) 今回無事に3条の許可が下り次第、振興会の方にも加入はしたいということで話は伺っております。

(議長) 他に何かございますか？

(谷澤職務代理) 本人と2人従業員というか、そういう人を使ってやっていると言っていました、その2人もいずれ独立を考えながら研修というか、やっているのですか？

(事務局次長) 1人の方についてはあきる野、瑞穂、青梅のどこかで今後就農はしたいと話はしておりました。もう1人の方については本当に作業委託的な形で入っているだけの方ということで伺っています。以上です。

(小川委員) この面積で3人で農地として管理できるような状態ですか？それで、今後1人の人が独立しちゃって、最後まで責任持てないような状態になるのも心配なんだけど、そういうのはないでしょうか？

(事務局次長) ちょっと先のことなのでなかなか難しいところでもあるのですが、一団でまとまっている農地なので草の管理とかその辺に関しては特段問題ないのかなと。3人で●, ●●●㎡なので、新規就農で1人で●●歩やっている人もいるので、器具で考えると少ないのかも知れないのですが、下刈りとかそういったことを定期的に行えば大丈夫なのかなと考えています。あとは農業委員会としても日々見守っていく必要はあるのかなと思っていて、橋本和夫委員を中心に地元なのでちょっと目を光らせていただいて、何かあればご指導いただければと思っております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、さっき言った従業員という人は、ここで2年間やったとしたら、2年間勤

め上げた後には、要件が整えば今回と同じように0㎡から3,000㎡、可能ということになる訳ですか？

(事務局次長) 今、新規就農者は市内で原則2年研修をやらなくてはいけないというのは、認定農業者であったり、一定の実績のある方の元でという基準があるので、今回の〇〇さんは認定農業者ではありませんし、今までしっかりやってきた農家さんという実績がまだないので、そこでの2年間というのを、通常の内市で2年間研修をしたということで、当てはめて良いのかというところは、ちょっと慎重に判断しなければいけないのかなと、事務局では思っております。

(田中克博委員) ゆくゆくの出荷先等というのは、何か考えがあるのでしょうか？

(事務局次長) 基本的にはファーマーズセンターで売りたいと。ファーマーズセンターのみではちょっとさばききれないので、都内のお店とか酒販組合に加入して販売をしたいということで伺っております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中英雄委員) あの、これを許可しまして、前回もありましたよね？ブドウ畑というのは。その、経過というか検証というかね、現況がどうなっているかということは、この会は関係ない訳ですか？要するに、どうということではなくて、このまま進んでいくと・・・

(事務局次長) そうですね。今、先行してブドウ、ワインで始めた□□□□□□さんについては、一応、年に1回できたワインをあきる野市のPRに使ってくださいと、少しお持ちいただいたりはしております。販売についても、販売先が羽村にセラーを、ワインの売り場を持っていて、そこで売っているような形です。昨年度作ったワインについては黒茶屋とか燈々庵とかにも納めているということで、実績は聞いております。農地の利用についての報告は、事務局に1年に1度上がってきておりますので、特段問題ないのかなと判断しております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中正治委員) 今の質問をよく考えますと、もしかしたら、前の□□□□□□さんの定期的な報告はまだ、こういう場では今日初めてですよ？そうするとやっぱり、ここで審議通ったからには、半年に1回どうなったというのは報告する義務というか、それが・・・。特殊なケースだけに、年に1回ぐらいは今後定期的な報告をしていただいた方がいい感じがします。

(事務局次長) そうですね。通常の3条で0㎡から3,000㎡というものより、ちょっと規模も大きいですし、ワインという特殊事情もありますので、今、田中正治委員からお話あった通り定期的な報告を、ブドウの育ちがどうか、草刈り、下の状況とかも含めて、ちょっと定期的に橋本和夫委員も含めて事務局でチェックさせていただいて、農業委員会の全員協議会等で報告させていただければと思いますので、半期に1回でも報告の機会を設けたいと思います。

(田中正治委員) その方がいいですよ。

(事務局次長) いずれ認定農業者になれば、必ず5年間の計画を立てて、1年ごとに報告もしなければいけないので、今はまだ認定農業者になっていないのですが、早めになっていただいて、それで正式に・・・。

(笹本委員) あの、自分はその場所の現況は分からないのですが、今、植え付けは隣地からどれくらい離してあるとか、そういうので、農薬が野菜屋さんの方から言いますとドリフトの関係が出てくると思うんですね。ですから、今、定植してあると思うので、将来的に隣が野菜作の物ができた場合にはドリフトの関係もちょっと気を付けていただくように一言、言っておいても

raitai to omoimasu.

(事務局次長) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受41から収受47について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして収受48から収受50については関連案件のため、一括で審議いたします。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。引き続き、議案書3ページ目をご覧ください。一番下段からになります。

(第1号議案・収受48 朗読)

(第1号議案・収受49 朗読)

(第1号議案・収受50 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして収受48について、担当の栗原剛委員、説明願います。

(栗原剛委員) はい。それでは地図の10ページをご覧ください。21日、事務局と現地を確認してまいりました。

(現地案内図 説明)

畑の奥に貸渡人の△△さんのご自宅がありまして、現状は○○○と□□□の一部分が大きめの家庭菜園みたいな感じで、一柵ごとにいろいろな作物が作られていました。ピーマン、ナス、オクラ、サツマイモ、サトイモなど、かなり多くの種類が1柵ずつ作ってあるような感じで、大きめの家庭菜園というような形で使われていました。それ以外の場所につきましては正直申し上げまして、草原が広がっておりまして、膝丈くらいの草が一面に、というような状態で、現状としては、ほぼほぼ草の状態という形にはなっています。これから借りて使っていくには草の処理をしていかなければならないので、結構大変かなという風には思います。ここは道路挟んで反対側、南側はもう山なので、今の時期はまだ日が当たりますけど、多分冬場はおそらく日当たりもかなり悪くなるんじゃないかなという気がしますので、実質今から借りて使えるようになるのは来年の春作くらいからなのかなという気はします。現状はそんなような感じ です。以上です。

(議長) 続きまして、収受49、収受50について、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。7月21日の金曜日、事務局と現地を見に行きました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

○○○○-○ですが、ここはこれまで年配のおじいさんがずっと通って畑をやっている、直接聞いた訳じゃないですけど、伝え聞いたところによると、今年体を壊して、家族の者がもうやめろと。本人はまだやりたがっていたそうなんですけど、家族がやめろと言って持ち主に返した、そういう所です。△△△△から□□□□までの放棄地は、この田んぼの中で目立って荒れていた場所で、特に▽▽▽▽、□□□□の方には木が生えておりまして、ちょっと手が付けられない状態になっています。△△△△、◇◇◇◇については、以前はNPOの人がここに入って、荒れ地になるのを防ぐような活動をしていたのですが、地元で伝え聞くところによると、

地主さんとなんだかトラブルになって、NPOが撤退してそのまま荒れ果てている。ここにはカヤが伸びていたり、クズが生えてたり、そういう状況でした。木については市役所の方で抜根の作業をしてもらって、草は刈って、今、とりあえず平らになっている。△△△△、◇◇◇◇の所については、今、透明のビニールが並べてありまして、何かの土壌消毒で草の種をやっつけようとしたのかな。ただ、ビニールは所々隙間がありますので、隙間から旺盛に草が伸びて、それを少しむしり始めたなという状況です。現地の状況はそういうことで、耕作放棄地が解消するというのは地元の者にとってもいい話で、有難いことなんです。ただ、この話をいただいたのが今年の春先、事務局から五日市で就農したいと言ってる人がいますよ、ということで、この田んぼの所に続き地の空き地があるよ、というようなところから話がありました。これがうまくいけばとってもいい話なんですけど、本人と話をしたところで感じるころは、本当にこれできるのかな？というところなんです。今回の人は今のところはっきり私はこれを作りたいというような物がない。それで、とりあえず最初は●反分ぐらい作付けをしてみる。その後、それ以外の所は緑肥を使って、蒔いて、土作りをします。そういうような計画を今年の5月頃です、打ち合わせで聞かされまして、その後話はしていないのですが、さて、草ボウボウの所が本当にこれができるのかなというのが不安です。3反という農地法の基準があって、その3反という基準がないとスタートラインに立てないよ、ということだったと思いますので、その3反を借りるというのはOKだとは思いますが、これを全部足すと3反より余分に借りるような数字になっていて、本当にこんなことができるのかな？ということについては私は懸念がある。先ほどのブドウ屋さんの議論の中でもありましたけど、途中、途中でのチェックはないのか、という質問がありましたけど、それについては私も同感で、今回3年ということでの申請が出ていますけど、本当に3年間というのをOKにしているのかな。この人本当にやれる、やれないというのは多分1年やるともう分かってくるんじゃないかな。だから1年後とかに農業委員会で現地をチェックして回るとか、それでその次の更新をするとか。あるいは3年なら3年で許可しておいて、ただし1年後に取り消すこともあるよと、そういうことも考えないといけないのかな。それで以前は農業委員会で実績があるから承認をするよと、実績がないからダメだよとか、そういうことだったので、新しくやろうとする人がスタートラインに立てない、そこに矛盾があるんじゃないかということだったんですけど、なんだかいきなり3反超えて、4反でも5反でもみんなOKみたいな話になると、今度はその、何のところに、なんて言うのか、防御線というのはおかしいかも知れないけど、制限がかけられるのか、制約がかけられるのかが分からなくなってしまって、慎重に考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。それは農業委員会の方の決め事、とりあえず1回その決め事を作って、それが段々洗練されたものにしていかなきゃいけないということなんだと思うんですけど、とりあえず今回の□□□さんに関しては、私は今言ったように、今やれるようになってほしい。それで耕作放棄地も解消して、五日市ファーマーズの売り上げにも貢献してほしい。だけど、無条件に簡単にできる話かなという、必ずしもそうは思わない。結構難しい話なんです。という報告です。ご検討をいただきたい。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原剛委員、宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、前もこの□□□さんという方の経歴とか説明してあったと思うんですけど、

もう一度説明してもらって・・・

(事務局次長) はい。確か4月ごろの全員協議会で少しお話をさせていただいて、何人か就農を希望していらっしゃる方がいる、という方の中の1人になります。□□□さんについては、今やっているのは秋川ファーマーズセンターの市民農園を1つ、100㎡の所を借りてやっているというのと、今、●●歳ということで、退職してから千葉のネギ農家さんとか、そういったところでいくつか研修をしてきていらっしゃる方です。週末農業大学校という週末だけやっている農業の大学へ行きまして、農作業検定みたいな形のもので、野菜の部の何級とか、日本農業新聞なんかに掲載している資格は取得していらっしゃるということで話は聞いております。五日市の方に定年退職後の住まいを買って、そちらに引っ越して農業で自給的な生活をしたい、ゆくゆくは販売農家としてやっていきたいということで、市の方に相談がありました。それで宮崎委員にご相談に乗っていただきながら、五日市の出荷部会の役員の方々含めて面接をさせていただいて、かなり厳しい意見を伝えていただいて、いったんはやめるかなと思っていたのですが、それでもなんとかやりたいと。それで今、宮崎委員がおっしゃるように、1年ごとの報告は必要のかなという風に私も思っております。ただ、今の基準の中では特段そういったものを設けることは規定はされていないので、今回許可にあたって例えば1年ごとに定期的に報告をすとかということで、条件として付することはできるかと思っておりますので、農業委員会で報告というよりは、今回上がった〇〇さんと□□□さんについては、農業委員会の経営部会とかで現地を見に行くとか、そういった形を取って状況を見ていくのも1つの手なのかなと思っております。経歴としてはそういった形で、ある程度できるのかなと。実際できるできないというのはやっぱりやってみないとなんとも、というところはあるので、その辺は宮崎委員にご尽力いただけるか分からないのですが、地域の方で、出荷部会含めて、入っていただきたいという思いもあるので、少しケアしていただけると非常に助かるかなと思っております。事務局としてはそういった報告関係をする事しかできないと思っておりますので、実務については農業委員さんを含め、ご指導等いただければと思っております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 1つ教えてもらいたいののですが、この収受49、50は田んぼ、水田ですよね？

(宮崎委員) 水田ですけど、周りはほぼ畑作ですとか、家庭菜園のような所です。ここは、畑と田んぼを1年ごとに変えることは可能な場所なんです。

(嶋崎委員) ああ、なるほど。じゃあ、土を入れてある程度畑ができるようにはしてあるんだ。

(宮崎委員) 土を入れてと言うか、土も別に変えずに、田んぼの土のまんま、次の年にイモを作ったりすることはできます。

(嶋崎委員) 現在はどうなんですか？この借りる場所の周りというのは？

(宮崎委員) 真ん中に舗装された道路が通ってまして、その道路沿いの所は比較的田んぼが多いんです。△△△△の反対側の所も田んぼが何枚か並んでいます。ですけれども、全体的に見たらやっぱり以前の田んぼの風景ではなくて、畑の、家庭菜園の景色になっています。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中正治委員) すみません、いろいろ言って。やっぱりこういう、ブドウの件もそうですけど、1人で大きく借りる場合は、やっぱり来ていただいて本人から聞くと。これはやっぱりこれか

らも習慣付けるというか、やらないと。その辺も考慮していただきたいと思います。

(事務局次長) はい。一応3条の要件で現時点のあきる野市の農業委員会としては、譲受人、借受人が市外の方の時には本人に来ていただいておりますが、市内の方は特段そのような規定はないのですが、例えば今回のように0㎡から始めるような人は、基本全員来ていただく。それで思いの丈をぶつけていただいて、皆さんから厳しい意見をいただいて、その中でも分かりました、頑張りますと言ってくれた方を認めていくという形の方がよろしいのかなと思います。

(田中正治委員) そうだと思いますね。

(事務局次長) 今後は呼び出すという前提でいく必要があるのかなと思っております。その辺も含めて検討はしていきたいと思うのですが、基本は呼ぶような形でいきたいと思います。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいですかね?

(宮崎委員) よろしいと言うか、これで異議なしになるんですかね?

(事務局次長) 事務局としてどうしてほしいとかは言えないので、農業委員の皆さんに決めていただきたいところにはなります。宮崎委員が見ていただいている中で、例えば1年ごとに報告をあげる、もしくは半年ごとに農業委員会にあげる。事務局にあげていただいて、担当の農業委員さんに見ていただくという形がよろしいのかなと。半年ごとに1回提出していただいて、それを元に判断をするという形でいくのか、3年ではなく1年で許可として、その後またもう1回出してもらおうというのも手ではあります。ただ、1回状況を見てから許可をする、ということであればそれはそれでやる必要があるのですが、そこは農業委員の皆さんでご判断いただければと思います。

(谷澤職務代理) 提案なんですけど、先ほど田中正治委員が言ったように、まあ、実際来てもらった方が良いと思うんですけど、この人が特に急がない、今月許可が出なきゃダメということであれば、来月実際来てもらって話を聞いて、その上で判断したっていいんじゃないですか?

(事務局次長) そういうことであれば。

(田中正治委員) 1人でやるんですよね?

(事務局次長) □□□さんは1人です。

(谷澤職務代理) やっぱり、人となりが全然分からないような状態で、我々はちょっと話しているもので、どんな感じの人なのか・・・

(田中正治委員) そうなんですよね。まず、とにかく本人を見ないと。見て、聞かないとね。

(嶋崎委員) 今のと合わせて、□□□さんの計画を、3年間なら3年間のスケジュールをきちんと出してもらって、目標値を。それをチェックするような形にして、やってもらったらどうなんでしょう?今の説明と合わせて。私はこういう計画で3年間やるよと。そうしないとね、ものさしがないんですよ。やっぱりものさしを作った方がいいんじゃないですか?本人も。

(事務局次長) 多分、この方に関しては0㎡からなので、計画の段階が皆さん求めるレベルの計画にはならないと思うんですけど・・・

(嶋崎委員) それでもいいと思うんだよ。

(事務局次長) そういった形で良ければちょっと出していただいて。

(嶋崎委員) そう。何か目安がないと、やりようがないと思うんだよ。見る方も見られないし。いかがでしょうか?

(田中正治委員) そうだね。

(事務局長) では、今回は保留にして、計画が出来た段階で呼んで、説明してもらって承認をする  
と。

(嶋崎委員) ただダメだというのではなくて、心配してるんじゃないかと、そういう風にしてやった  
方が本人のためにもなるんじゃないのでしょうか？

(事務局長) 分かりました。

(事務局次長) では、今回の畑に対して、どうやって計画を立てるかということで。

(嶋崎委員) そうです。

(事務局長) では、計画が出来た段階でまた総会に本人を呼んで、説明していただいて。

(事務局次長) ご本人に説明をさせるという形で。

(議長) よろしいですかね？他にはご質問はございますか？・・・よろしいですか？それではこの  
件につきましては、次回以降の継続審議ということで、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) はい。それでは、次回以降の継続審議といたします。続きまして第2号議案、番号1につ  
いて、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、6ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶  
予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続  
税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和2年8月25日  
提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。去る8月21日、事務局と現地を見てまい  
りました。地図の12ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現況はネギ、サトイモ、ナス、オクラ等々、この〇〇〇-〇の半分くらいはきれいに耕作され  
ていて、残りの部分はきれいに耕耘されて草1つないような状態でした。何ら問題ないと思  
いますが、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ござ  
いますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明するこ  
とに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いた  
します。続きまして第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、7ページ目をご覧ください。第3号議案、農業経営基盤強  
化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強  
化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。  
令和2年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る21日、事務局2名と現地を見てまいりました。地図の13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

行って見ましたら、こちらは草が繁茂と言うんですかね、一面に茂っていると言うか、もう早く刈らないと種がこぼれて……。借りる〇〇さんがこの草を刈って借りるということなのですが、〇〇さんは今、面積がこれだけ大きくて、他の所もあまり肥培管理ができてない気がします。これだけまた面積を増やしても大丈夫なのかと思うのですが……。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、何回か前の総会の時に、こちら辺の周辺の案件が出たと思うんですけど、〇〇くんが借りたんでしたっけ？

(事務局次長) はい。4月に〇〇さんが近くで借りています。

(谷澤職務代理) すぐ南側？続きになるってことですか？

(事務局次長) いいえ、続きではありません。〇〇-〇から少し南に行った道路沿いの西側に、角が少し取れた土地があると思いますが、そちらです。それで、草の管理が行き届いてない所があると、松村委員からお話がありましたが、場所を教えてくださいませんか？ちょっとこちらでも気になる所は多少見てはいるのですが、それ以外であるようでしたら、ちょっと指導を事務局からもしようと思いが……。

(松村委員) 場所は●●●●●●●●●●から北に行った所の右側、突き当たりのちょっと手前です。

(事務局次長) ●●●●●でやった所ですか？

(松村委員) そうです。それと、五日市街道沿いの……

(事務局次長) ●本目のところの角地ですね？

(松村委員) △△さんの畑の反対ですね。あとはどこで借りているかちょっと……

(事務局次長) 分かりました。ちょっとそこは事務局で指導させていただきます。

(谷澤職務代理) 草は放っておけば当然生えるんですけど、元々、耕作放棄地を借りている訳でしょう？そこには当然たくさん草が生えてて、すごい種が落ちていると思うんですよ。それをね、1年や2年で草のないような管理しろって言うてもなかなか難しいことで、管理してたって生えてくると思うんですよ。草を生やさないのが当然いいんだろうけど、当然本人だって草を生やしたくて生やしている訳ではないんですから、注意深く見守ってあげて、注意するぐらいの感覚で……。本当に放棄しているんだったら別だと思いますが、やっついながらの草だったら、気が付いたら委員の皆さんが注意してあげればいいのかと思うんですけど、いかがですかね？

(事務局次長) できれば農業委員さんの方で指導していただくと……。明らかに作付けができていないものについては、行政指導でやらせてはいただいているんですが、事務局としてどのレベルの草だったら指導しなくてはいけないとか、加減が難しいところもあるので、もし気になった際にはお声かけいただけると非常に助かります。その辺お願いするのはいかがでしょうか？

農業委員さんのお仕事というところでは是非やっていただきたいと、事務局としてはお願いになるのですが・・・

(田中正治委員) あの、今度の案件について、例えば〇〇さんだったら、一度今まで借りている所を全部見るとか、それで見た状況で今回の案件を出せるとか、今の職務代理と同じような質問ですけど、常に管理と同時に、もし案件が出た場合は今まで借りているのを全部調べる必要があるんじゃないかと。

(事務局次長) 事務局としましては、今回については一応一通りは見てはいて、東京都の補助事業を入れる関係も動いているので、基本的に草はあんまり出ていないのかなという認識でしたので、今回そういったチェックには至らなかったのですが、今、田中正治委員からお話がありました、今まで借りている畑全部再度チェックをするというのは、農業委員さんと含めてやらせていただければと思います。

(田中正治委員) なんか、簡単に貸しすぎると言うか・・・。そういう言い方は語弊がありますけれども。借りる側の言い分、考えもあるでしょうから、一概にここだけの議論では済ませられませんが、一応今まで借りているのを調べるというのは、前々からありましたよね？

(事務局次長) そうですね。全部耕作要件というのがありますので。

(田中正治委員) △△さんに関しても、どんどん借りて結構ですけど、案件が出たら、今どうなっているのかというのを照合すべきだと思います。

(事務局次長) はい。そこは必要だと思います。

(議長) 他に何かございますか？・・・よろしいですか？では今、委員の皆さまにいろいろな意見を出していただきましたところをふまえて・・・

(事務局次長) 今後は決定する前に全部確認してから、許可書を出すようにしたいと思います。

(議長) では、条件を付すと言うか、そういう手続きをすると言うか・・・

(事務局次長) 改めて全部確認します。

(議長) やることを前提に、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) はい。

(議長) では、条件を付けて決定することにいたします。続きまして番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、同じく7ページ目をご覧ください。

### (第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。現地の地図は14ページをご覧ください。

### (現地案内図 説明)

現況としましては、一度耕耘されているのかなという感じで、またちょっと葉草がすでに生えてきている状態なので、1、2回耕耘すれば作付けは可能かなというような状況でございました。先ほどの〇〇さんの案件と一緒に、□□さんがどの程度肥培管理ができていますかとか、出荷状況はどうなのかというのは、ちょっと私はそこまで調べていないのでなんとも言えないのですが、一生懸命やられているというのは見えていますので、大丈夫じゃないかなと思います。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・こちらは?

(事務局長) 一応、合わせて、見てから出すように。

(議長) やはり同じようなことをやるということで・・・

(小川委員) いいですか?□□くんとか〇〇くんだけじゃなくて、他の、自分の畑を持っていて、借りているという所もね、更新の度にみんなであきる野市の畑の草がないように、点検するという方向を持った方が良いのかなと思うので、その点だけ付け加えたいと思います。私も借りている所があるので、借りている所はきれいにしなきゃというような状況も、本人はあるので、そういうのを付けた方がいのかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(議長) 他によろしいですか?

それでは、前提条件を付けた上で、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願ひします。

(事務局) はい。それでは、令和2年あきる野市農業委員会8月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、9月25日、金曜日、午前10時00分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。なお、開会時間は案件によっては前後するかも知れませんので、次回総会の案内をご覧ください。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時57分